⑶　入札説明書中の契約書（案）により当機構と契約を締結することが可能であり、かつ、仕様書記載の要件を全て満たしている者であること。

⑷　電子入札システムによる入札に参加する場合は、電子認証局が発行したＩＣカードを取得していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒112―8570 東京都文京区後楽１－４－10 独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部会計事務管理室会計グループ　島田・田中 電話03―5800―8053

⑵　入札説明書の交付時期及び方法　平成27年３月12日から平成27年５月７日（土曜、日曜、及び祝日を除く。）
原則として電子入札システムにより９時から17時までの間に交付する。
なお、紙による交付は10時から12時、13時から16時までの間に⑴の場所において行う。

⑶　証明書等の受領期限及び提出場所　平成27年５月８日（金）12時00分　〒112―8570 東京都文京区後楽１－４－10　独立行政法人住宅金融支援機構情報システム部業務システムグループ　石崎・金城　電話03―5800―8437

⑷　入札書の受領期限　平成27年５月12日(火)16時00分
なお、郵送による場合は書留郵便とし、入札書の受領期限までに到着していること。

⑸　開札の日時及び場所　平成27年５月13日（水）11時00分　当機構本店会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、必要な証明書等を上記３⑶の受領期限までに上記３⑶の提出場所に提出しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札（詳細は入札説明書に記載）

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　当機構の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　電子入札システムの利用　電子入札システムによる入札に参加する者は、所定の期限までに入札書類データ（証明書等を含む。）を電子入札システムにより提出しなければならない。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiaki Tachibana, Director General of the Finance and Accounting Department, Japan Housing Finance Agency

⑵　Classification of the services to be required : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance of Housing land bonds system (condominium repair course)

⑷　Fulfillment date : as in the tender documentation

⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 14 of J.H.F.A's Bylaw about procedures of tenders (Details described in the tender documentation)
②　Have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by J.H.F.A in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015 or have the qualification for participating in tenders for "offers of the labor" by single qualification of services for every ministry and agency in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 a.m. 8 May, 2015

⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 12 May, 2015

⑼　Contact point for the notice : Shimada and Tanaka, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053

⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとします。

平成 27 年 3 月 12 日

支出負担行為担当官
東北農政局長　豊田　育郎

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　南相馬特定災害復旧事業　小沢排水機場災害復旧工事

⑶　工事場所　福島県南相馬市原町区小浜地内

⑷　工事内容　排水機場工　１式
・基礎工　１式、機場本体工　１式、上屋建築工　１式、**樋**門・**樋**管工　１式、堤防工　１式、既設機場撤去　１式

⑸　工期　平成29年３月27日まで。

⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート4,800㎥、鉄筋340ｔ、ＰＨＣ杭（φ500～600㎜）78本、鋼管杭（φ700㎜）42本

⑺　本工事は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型）の適用工事で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、労働者確保に要する費用（労働者送迎費、宿泊費、借上費、現場労務者の募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）について、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合及び建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者又は条件を満たしている二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、東北農政局長から特定建設工事共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。